

**令和8年第1回姫路市議会定例会（未定稿）**

**令和8年3月6日（金）**

○重田一政議員（登壇）

自由民主党、重田一政でございます。

今回の質問が1つでも実りあるものになることを願いつつ、以下、10項目30点質問します。

1項目めは、公立小学校の学校給食無償化についてであります。

令和8年4月予定の小学校の給食費無償化をめぐり、自民、日本維新の会、公明3党が作成した合意案が判明した。

自治体への新たな交付金を創設し、食材費相当額を補助。公立小を対象に、保護者の所得にかかわらず一律支援する。地方負担分の財源は、国の地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源を増額して充てる方針を示した。政府は自治体と協議をした上で令和8年度予算案に盛り込む方向で調整する。

3党合意では、基準額に関し令和5年の実態調査での全国平均額4,700円に、物価動向を加味して5,200円と設定。財源をめぐり、教育現場に支障が生じないと明記した。

明石市は令和7年12月18日、国の交付金を市内小学校の給食無償化などに充てる方針を示した。明石市は令和8年2月から前倒しで実施している。2月、3月分の小学校給食無償化の事業費1億3,500万円を令和7年度一般会計補正予算案に計上し、市議会本会議で審議された。

そこで2点質問します。

1点目は、姫路市の公立小学校の給食無償化は具体的にどうなるのか、お聞かせください。

2点目は、姫路市も明石市のように少しでも前倒しして公立小学校の給食無償化はできなかったのか、お聞かせください。

2項目めは、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税の趣旨は、都市部への人口流出による地方の税収減と都市と地方の格差是正、そして故郷や応援したい地域への貢献したいという納税者の思いを実現することにあります。

寄附を通じて地方自治体を支援し地域活性化につなげるとともに、寄附者は税制優遇と返礼品を受け取れる仕組みで、自治体と納税者がともに高め合う関係を築き日本全体の維持可能な発展を目指すものです。

全国の寄附総額が1兆円を超えたふるさと納税。激化する寄附金集めが問題視され、ルールに違反する自治体も後

を絶たない。

総務省は、制度本来の趣旨に沿うようルール改正を繰り返してきたが、一部の自治体や仲介業者は抜け穴を探し、いたちごっこが続く。

実質的な赤字が集中し、税収の流出に苦しむ都市部は危機感を強めている。都市部ほど税収の流出が目立つが、その中で反転攻勢に出ているのが神戸市だ。

令和6年度の流出額は約102億1,600万円と全国で8番目の多さだが、寄附受入額も約47億2,900万円に上がった。令和3年度に比べて3倍近い増加で、牽引するのが宿泊施設の利用券や飲食店のサービス券など体験型の返礼品。有馬温泉が特に人気といい、体験型の寄附額は17億円に上る。さらに飲料メーカーの工場も立地しており、お茶やビールといった人気の品も寄附額を押し上げる。実質収支は7,000万円の赤字で踏みとどまる。

地方交付税の不交付団体で、補填のない芦屋市では実質的な赤字額が11億6,000万円に上る。

姫路市は寄附受入額3億3,017万円、流出額21億2,342万円、実質収支マイナス3億5,219万円と、兵庫県内ワースト3位。

また、他都市では、西宮市、北海道滝川市、香川県東かがわ市などは、返礼品として1日市長体験ができる企画などがあります。姫路市でも1日消防署長体験や1日小学校校長体験などはいかがですか。

そこで3点質問します。

1点目は、やっぱり姫路市も「もっともときよもっと、1日市長になってちょうだい」はしないと駄目でしょう。ご意見をお聞かせください。

2点目は、体験型の返礼品の人気があるようですが、姫路城を生かした三の丸広場でのキャンプ体験プランを考えてみてはいかがですか。ご意見をお聞かせください。

3点目は、姫路市は兵庫県下ワースト3位ですが、改めてこれからのやる気を聞かせてください。

3項目めは、姫カツについてであります。

姫カツの登録団体について、登録団体を募集した競技種目と協会・連盟が主体となり、指導者を募集、配置した競技種目及び休日の活動を実施する文化的活動種目を合わせて、令和8年1月30日現在で176団体となっています。

休日から始まる本年9月に向け、それぞれの活動拠点等の情報も随時市ホームページで公開している。

また、神戸市立中学校の部活動を8月末で廃止し、9月か

ら地域移行するコベカツについて、神戸市は令和8年2月10日、保護者負担を軽減するため、生徒が加入するクラブの会費に対し1人当たり月額1,500円相当を助成すると発表しました。

また、経済状況が厳しい就学援助世帯には3,000円相当に増額する。1人年800円の保険料も公費で負担する。

また、10億円を拠出しコベカツ支援基金を設け、備品購入など環境整備に毎年5,000万円程度を投じる。一般財源ではなく基金で対応することによって長期的に安定した財源を確保し、壊れた備品の修繕などに柔軟に充てられるという。

また、公共交通機関の利用が難しい同市北区、西区の計3中学校の生徒を対象に移動支援の実証事業も行うタクシー相乗りマッチングサービスを使い、生徒はネットで利用を予約。活動クラブが充実している近隣中学校まで送迎する。料金は公費で全額負担し、利用状況を検証する。

このほか、コベカツでの市立施設利用料は減免する。

そこで、3点質問します。

1点目は、コベカツではクラブの会費に助成などがあるようですが、姫カツではどうなのかお聞かせください。

2点目は、コベカツでは移動支援の実証事業をし、料金は公費で全額負担とのことですが、姫カツはどうですか。お聞かせください。

3点目は、姫カツのこれからの展望をお聞かせください。

4項目めは、小学生の不登校についてであります。

姫路市教育委員会は、令和6年度の児童生徒の不登校やいじめについての統計をまとめた。不登校の人数は市立小学校で過去最となり、いじめの認知件数は小中学校とも最多を更新。

不登校は病気や経済的理由を除き、年間30日以上学校を休むことを指す。令和6年度は小学生が753人で、令和2年度、333人の2.3倍に増えた。

いじめの認知件数も右肩上がりだ。令和6年度は小学校135件、中学校915件、それぞれ前年度を小学校135件、中学校62件上回り、ともに令和2年度の2倍近くまで伸びている。背景に、2013年度施行のいじめ防止対策推進法があるという。各小中学校は、学期ごとにアンケートも行い、いじめの未然防止や兆候の発見に努める。

加古川市は、フリースクールなどの民間施設に通う不登校の児童生徒や保護者への支援策として、利用料の一部を補助する制度を始めた。

加古川市によると、令和6年度で713人と高い水準が続いており、東播地域全体でも支援が求められている。

加古川市の補助制度は、市内在住で市立の学校に在籍し、不登校で指導要領上の出席扱い認定を受けている児童生徒が対象。フリースクール利用料について、1か月1万円を上限に費用の半額を補助する。財源は県と折半で、一般会計当初予算に600万円を計上した。

東播地域では令和7年から県の補助制度がスタートしたのに、制度がない高砂市では利用できないことが話題になっています。そして、姫路市は月額1万円を上限としています。

そこで3点質問します。

1点目は、現在、姫路市のフリースクール利用料の補助制度は十分ですか。ご意見をお聞かせください。

2点目は、フリースクール利用料の補助金額が年によってばらばらですが、姫路市も他都市より劣らないような対応をお願いしたいのですが、ご意見をお聞かせください。

3点目は、不登校の原因はいじめだけではなく、不登校を少しでも減らすために姫路市はどのような取組をお考えなのか、お聞かせください。

5項目めは、子どもの虐待、いじめ防止についてであります。

子どもの虐待やいじめ防止をテーマにした公開講座「子どもまんなか社会を目指して」が姫路市総合福祉会館であった。電話で心の悩み相談に応じる社会福祉法人はりまいのちの電話が企画した。

対談では、虐待やいじめ、不登校で苦しんでいる子どもの保護者を周囲がどう見守るかが議題に。

参加された客員教授は、いじている側、いじめられている側の両方をフォローする必要がある。苦しんでいること、自分の本音を相談できる場所があることを示す必要があると訴えた。

少しここで、私が議員になる前の体験をお話します。

小学校のPTA副会長をしていたとき、PTA役員のお母さんが、「息子がいじめられているので授業を見学したい」という相談がありました。

そのクラスの担任の先生が、私の息子の以前担任だったということもあり授業の見学を依頼したところ、快く承諾してくれました。

お母さんが月曜日、火曜日と見学し、金曜日の最後の授業の時間、担任の先生が、「S君のお母さんが今週授業の

見学に来られていますが、なぜだか分かりますか」と尋ねると、生徒たちは何も言わなかったようです。そして、次の週からS君へのいじめは一切なくなったのです。

この体験では、いくつかの偶然があります。

S君のお母さんが勇気を振り絞ったこと。担任の先生が理解があったこと。何よりも、いじめている側の生徒が深く反省したことなど。

世間では、いじめはいじめられている側にも問題があるように言われていますが、持論ですが、いじめはいじめている側がいなくなれば、いじめは存在しません。

虐待も、親から虐待を受けていたから自分の子どもにも虐待を繰り返すケースがあるようですが、私の知り合いは自分が親から虐待を受けていたからこそ周りの人には絶対に虐待をしない、できないと言われていました。

昨年、中学校の同級生と還暦祝いをしました。

アルコールが入り盛り上がると、いじめられていた側のいじめられていたときの話が始まりました。

いじめていた側は全く覚えていないのに、いじめられていた側は長い年月が経過しても鮮明に覚えています。それほどいじめられる側にとっては、いじめは深刻な問題なのです。

そこで3点質問します。

1点目は、いじめについて持論を述べましたが、教育委員会としての何か持論があれば、ご意見をお聞かせください。

2点目は、いじめている側がなくなるためにはどのような対策が必要か、ご意見をお聞かせください。

3点目は、私の体験談からも、可能であればいじめている側の保護者だけの授業参観などされてはどうですか。ご意見をお聞かせください。

6項目めは、機械式立体駐車場の不適合についてであります。

国土交通省は令和7年10月28日、宝塚市の産業機械メーカー新明和工業の機械式立体駐車場について、マンションなどに設置された39都道府県の508棟が国の認定基準に適合していないと発表した。

屋根の耐火構造が認定基準と異なっており、建築基準法に抵触する可能性がある。速やかに改修作業や、原因究明を行うよう指示した。

国交省によると、屋根とはりをつなぐ部材の厚さが国交省の認定基準より薄かったり、はりの取付方法が異なった

りしていた。都道府県別で見ると、愛知の84棟が最も多く、東京と大阪が73棟、次いで福岡が52棟、兵庫は17棟。

また、改めて国土交通省は令和8年2月24日、メーカー11社の機械式立体駐車場が、計4,387等が国の認定基準に適合していないと発表した。国交省は、詳細な性能調査や必要な改修を進めるよう各社に指示した。

令和7年11月以降、他社からも国交省に報告があった。兵庫は206棟。

建築基準法は、火災の延焼を防ぐため、防火地域などにある一定規模の建築物の屋根は耐火性能のある構造とするよう求めている。国交省が定めた構造または国交省の認定を受けたものにする必要がある。

そこで、3点質問します。

1点目は、国の認定基準に適合していない機械式立体駐車場は、令和7年10月から令和8年2月時点で、兵庫県で合計223棟あるとされていますが、姫路市には適合していない機械式立体駐車場は現在何棟あるのか、お聞かせください。

2点目は、現在使用されている機械式立体駐車場は、そもそもどのような検査を受けて使用されているのか、詳細にお答えください。

3点目は、これからも適合していない機械式立体駐車場が出てくればどのような対応をされるのか、お聞かせください。

7項目めは、放課後児童クラブの待機児童についてであります。

共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブの待機児童が兵庫県内で急増している。正規雇用で働く女性が増え、学童保育の認知度が高まったことで都市部を中心に需要が高まる。県内の待機児童数は令和7年5月時点で1,447人と過去最多を更新して、全国ワースト3に。

姫路市は放課後児童クラブの保護者負担を、令和8年度から2,000円増の月9,000円に引き上げることを決めた。運営費の9割を占め、年々上がる支援員の人件費に充てる。激変緩和のため、改定後1年間は月8,000円とする。

また一方で、待機児童ゼロを維持する自治体もある。伊丹市と神戸市だ。

伊丹市は、宝塚市に隣接して児童数もともに1万越えとほぼ同じ規模だが、定員を設けていないのが特徴。伊丹市は、本庁に対応部署を置いて学校運営と密に連携を取るようにしている。

神戸市は県内最多の7万人近い児童がいるが、学童保育事業が始まった半世紀前からゼロを保つ。全国の市区町村で京都市に次いで多い児童館が担っており、担当者は「小学校以外に建物の受皿があるのは強み」と語る。

神戸市も定員を設けておらず、前年度から見込み数を調べてスペースを整備している。課題としては、市町内の地域や学年、時期で待機児童数に偏りがあることに加え、国の補助事業を使わなかったり関連部署間で十分な連携が取れていなかったりするケースがあると指摘。

姫路市は、令和8年度市立の放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るため、児童送迎サービスを実施している市立の放課後児童クラブ事業者に対し、送迎に必要な経費を助成する。

助成内容は対象経費の10分の10で、上限116万3,000円を予定している。

そこで3点質問します。

1点目は、伊丹市と神戸市は待機児童がゼロとのことですが、姫路市との根本的な違いをお聞かせください。

2点目は、以前にも民間の放課後児童クラブの家賃補助の受皿がなかったり、児童送迎サービスへの対応が他都市に比べ遅かったり。根本的な理由をお聞かせください。

3点目は、前回の質問で、児童送迎サービスを、利用者から要望があれば実施するとのことでしたので、利用者から要望していただき令和8年度より実施することになりましたが、利用者から要望がなくても他都市を参考にしているいろいろな事業を実施することはできないのか。こども未来局の根本的な考え方を変えたほうがいいと思いますが、ご意見をお聞かせください。

8項目めは、小学校の登校旗についてであります。

小学校の登校旗について、これまで管理等を危機管理室において実施されていましたが、令和8年度より健康教育課に移管する方向で調整され、配布から健康教育課が担当することによって登校旗のさらなる効果を期待します。

私は近所の交差点でボランティアとして安全誘導をしています。長い間していると、いろいろな出来事があります。

その1、3年生ぐらいの女子児童が毎朝交差点にいる私を心配したのか、あるいは不思議に思ったのか、「おっちゃん、仕事何しとん」と聞いてきました。そして私は、「ちゃんと仕事しているよ。安心して。」と答えました。毎朝いる私がちゃんと仕事をしているか心配してくれていた

大変優しい女子児童。

その2、毎朝、弓道部と吹奏楽部の2人の女子高生が自転車に登校しています。私が「おはようございます」と言うと、「行ってきます」と答え、また、私も「行ってらっしゃい」。明るい無邪気な2人の女子高生。

その3、毎年4月に入ると新1年生が登校します。不安なのか、保護者と同行して登校する児童が何人かいます。

保護者は私に、「重田さん、いつまで一緒に登校すればいいですか」と決まり文句かのように聞いてきます。私は「そのうち恥ずかしくなり、ついてこなくていいよという日が遅かれ早かれ必ず来ますので、それまで優しく手をつないで一緒に登校してあげてください」と決めぜりふかのように答えます。何か月かして保護者から「重田さんが言ったとおりだった」というやり取りを毎年繰り返しています。

その4、毎朝お母さんと幼稚園に通う途中、車の中から笑顔で大きく手を振ってくれる幼稚園児。毎朝安全誘導をしている冥利につきます。

たかが登校旗かと思われるかもしれませんが、登校旗を正しく使用することで、周りからの注意喚起を表し、低学年は高学年に感謝し、班の中でもチームワークが生まれてきます。

姫路市内では自主登校されている校区もありますが、今一度、小学校の登校旗の重要性を議論してほしいと願います。

生徒たちが姫路で生まれたことに誇りを感じ、未来は明るい自信を持っている、そうした姫路をつくり上げていく。今の時代を生きる私たちには、その大きな責任があります。皆様、未来の挑戦をともに進めてまいりましょう。希望を生み出す政治を姫路からともに進めていこうではありませんか。

そこで3点質問します。

1点目は、小学校の児童たちに命を守る3つの約束。道路に飛び出さない、道路で遊ばない、信号を守る約束をどのようにして指導しているのかお聞かせください。

2点目は、交差点で保護者もボランティアで旗当番をされていると思いますが、どのようにして周知されているのかお聞かせください。

3点目は、小学校の登校旗の正しい使い方の指導はどのようにされているのか、お聞かせください。

9項目めは、カスタマーハラスメントの対策義務化につ

いてであります。

厚生労働省は全ての介護事業者に対し、カスタマーハラスメントの対策を運営基準で義務づける方針を固めた。全企業にカスタハラ対策を義務化する関連法の成立を受けた対応で、慢性的な人手不足の職員を保護し離職を防ぐ狙いがある。

介護現場では、高齢者や家族による職員への暴言や過度な要求が問題になっており、ハラスメント対応の手引きも改定する。

1年間で「利用者からハラスメントを受けた」と答えたのは訪問介護員の30.4%、ケアマネジャーの18.6%に上る。内容は、「大声を発せられる」、「どなられる」や「尊厳や人格を傷つけられるようなことを言われる」、「適正な範囲を超えた理不尽なサービスを要求される」が多かった。

介護サービスの運営基準ではパワハラやセクハラの対策を義務づけているものの、カスタハラ対策は推奨にとどまっている。

私も何年前に訪問介護員より、「利用者から長時間マッサージをするよう要求されて困っている」という相談がありました。当時、市役所の担当者にも相談しましたが「個人の問題なのでどうすることもできない」と無責任な対応だったことを思い出しました。

また、学校での保護者対応をめぐる教職員が心身に支障を来すケースが相次いでいる。

保護者からの過剰な要求は、カスタハラの一環とされる対策も進むが、カスタハラの基準が明確にされていないケースが多く、現場では判断や対応が困難になっている。

堺市の中学校では、謝罪などを要求する保護者の意に沿うよう、市教委から繰り返し強要された校長が鬱病などを発症し訴訟に発展。教育現場を守るための実効性のあるルールや制度づくりが求められている。

東京都は令和8年2月2日、保護者の過剰要求に対するガイドラインを策定。教員へのカスタハラ行為として、過度な謝罪の要求、担任変更などを執拗に要求、長時間の居座りや電話などを提示した。複数回の面談を経て業務に支障が生じると判断した場合には、対応を終了するなどを盛り込んでいる。

そこで3点質問します。

1点目は、介護利用者からカスタハラを受けた場合、具体的にはどのように対応したらいいのか、お聞かせください。

2点目は、ガイドライン策定が重要性を占めていますが、

姫路市のカスタハラ対策義務化の職種ごとのガイドライン策定はいつ頃ですか。お聞かせください。

3点目は、法改正に伴って学校現場でもガイドラインが整備され、困難な保護者対応が軽減し、また、教員の疲弊を防止し、制度で教育を守るとは教員確保や教育の質を担保する上でも必要で、実効性のあるルールや制度があれば教員を守ることができると思いますが、ご意見をお聞かせください。

10項目めは、日本版DBSについてであります。

子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する日本版DBSの運用指針案がまとまった。

制度開始は令和8年12月。保護者らの期待が高まる中、準備が本格化する学校や学習塾などの教育現場では、安心と信頼をどう得るか試行錯誤は続く。

性犯罪の被害者は「子どもの安全を守る視点を忘れないで」と訴える。

教員をめぐるのは、わいせつ行為や盗撮などで免許を失効した教員のデータベースを採用時に確認することが義務づけられている。だが、令和7年12月22日に公表された文部科学省の調査では、全国の学校設置者の約7割が正しく活用していなかったことが判明。

制度を詳しく理解していないケースが目立ち、日本版DBSでも、どう浸透させるかが課題となる。

一方で、個人事業主の家庭教師などは犯罪確認の対象とならないという抜け穴もあるとして、制度見直しの必要性を指摘する。

判断基準として、子どもとの関係や仕事の性質が、1つ、指導など優越的立場の支配性、2つ、密接な人間関係を持つ継続性、3つ、他者の目に触れにくい閉鎖性の3要素を示し、全て満たす場合に対象となる。

運用指針案では、対象となり得る職種の具体例として、事務職員などのほかに清掃員や警備員、スクールソーシャルワーカー、学校医などを挙げた。

また、こども家庭庁では日本版DBSの本格実施に向け、制度の詳細や運用方法などをまとめたガイドラインを令和8年1月9日に発表した。

学校、国は法律の施行日である令和8年12月25日から3年以内に、民間の事業者は国の認定を受けてから1年以内に現職者の性犯罪歴の確認を完了する必要があります。

犯歴が判明した場合は、子どもと接することのない部署への異動などの対応が取られます。

確認は新規採用時にも必要で、犯歴が判明した際には内定の取消しなどの措置を取ることとしています。

先日、茨城県大田原市で学童保育施設内で施設長から男児が被害に遭ったとの記事がありました。施設は市から委託を受けたNPO法人が運営していたとのことでした。

姫路市でも同じことが起こるかもしれません。

放課後児童クラブでは、学校に併設した形で運営されており選択ができない施設です。そのことから、放課後児童クラブは早く認定を受け、日本版DBSの運用を開始していただきたい。

姫路市が法施行と同時に最初に日本版DBSを実施すれば、子育てに力を入れているまちをアピールでき、子育て世代に選ばれ、定住につながるのです。

そこで4点質問します。

1点目は、日本版DBSは支配性、継続性、閉鎖性の3要素、全て満たす場合とありますが、1つでも当てはまればその可能性はあると思いますが、ご意見をお聞かせください。

2点目は、日本版DBSを多くの民間教育保育等事業者が認定を受けるために、姫路市として具体的にどのような支援をされるのか、お聞かせください。

3点目は、姫路市は日本版DBSの対象範囲を任意とされている放課後児童クラブや認可外保育施設などの民間教育保育等事業者の対象をどのように考えて、実施されるのか、お聞かせください。

4点目は、日本版DBSの法施行前から独自条例等で学校保育や放課後等デイサービスで採用時に犯歴を確認している他都市もありますが、姫路市ではどのようなスケジュールで認定に向けた申請の協議をいつ行い、いつ申請する予定なのかお聞かせください。

以上で第1問を終わります。

#### ○石堂大輔議長

清元市長。

#### ○清元秀泰市長（登壇）

重田議員のご質問中、ふるさと納税についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税体験型返礼品としての1日市長体験についてですが、1日市長体験の返礼品は西宮市をはじめとした他都市において既に導入されており、財源確保という観点はもとより、何事にも代えがたい体験を通じて自治体の魅力を直接感じることで、より深くその自治体

に愛着を持っていただくという観点からも有効な取組であると考えております。

今後、他都市の事例を詳細に研究し、その効果や課題を十分に分析した上で、本市の独自性や地域特性を生かした体験型返礼品となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、三の丸広場でのキャンプ体験プランについてですが、世界遺産・姫路城の立地を生かした魅力的な返礼品のご提案である一方、三の丸広場は火気使用などの制約や防犯上の課題があるほか、特別史跡地内であることから史実にのっとった取組が望ましいと考えており、単なるキャンプ体験ではなく姫路城の歴史を感じられるようなアイデアが必要になると認識しております。

最後に、ふるさと納税に対するこれからのやる気についてですが、本市のふるさと納税の現状は令和6年度の寄附額が約3億3,000万円である一方、市外の自治体への寄附に伴う市税の減収額を勘案すると、実質的な収支は議員お示しのとおり約3億5,000万円の赤字となっております。

しかしながら、今年度の寄附額につきましては返礼品提供者との連携を深め、返礼品の充実を図るとともに返礼品のレビュー投稿者にプレゼントを贈るキャンペーンや寄附者へのメールマガジンの配信など効果的なPRに努めた結果、1月末時点で約4億5,400万円となっており、年度末には約4億8,000万円に達し、令和6年度の約1.45倍となる見込みであります。

ふるさと納税の制度上、人口の多い都市部においては苦戦を強いられている自治体が多い現状ではありますが、収支の観点のみならず本制度に参画することにより、本市の魅力の発信につながるとともに返礼品の調達先となる地場産業の振興にも資するものと考えております。

今後も、地域資源を最大限活用していくことで地場産業の振興を図るとともに、実質的な黒字を実現できるよう総務省のルールを遵守しつつ適正な運用を図りつつ、他都市の取組も参考にしながら関係部局や地域事業者と連携を図り、継続的な寄附額の増加に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○石堂大輔議長

井上副市長。

#### ○井上泰利副市長（登壇）

私からは、6項目めについてお答えいたします。

議員お示しの屋根の仕様が国土交通大臣認定仕様に適合しない機械式立体駐車場につきましては、現時点では国土交通省が発表しておりますメーカーの全てからは報告を得られておりませんが、昨日までに複数のメーカーから報告を受けており、少なくとも市内に合計17棟はあるものと認識しております。

次に、どのような検査を受けて使用されているかでございますが、建築工事を完了したときは建築基準法に基づく完了検査を受ける必要がございます。この完了検査は、建築確認申請どおりに施工されたかについて、建築主事や指定確認検査機関が工事監理の状況を記録した書類の確認や現地での目視や簡易な計測機器等を用いた測定、動作部の確認などにより行います。

その中で、今回問題となっている屋根の大臣認定仕様への適合については、国土交通大臣認定書の内容と工事監理記録の照合等により確認されます。

最後に、今後同様の事案が発生した場合の対応につきましては、今回と同様に国の情報や指示を踏まえつつ、早期の是正に向けて適切な指導を行ってまいります。

以上でございます。

#### ○石堂大輔議長

平山教育次長。

#### ○平山智樹教育次長（登壇）

私からは1項目め、3項目めから5項目め、8項目め及び9項目めのうち教育委員会事務局所管部分についてお答えいたします。

まず、1項目めについてでございますが、本市の小学校給食費につきましては、本年4月から保護者の所得にかかわらず完全無償化いたします。

明石市では国の令和7年度補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、令和8年2月、3月分の給食費を無償化しておりますが、本市では当該交付金を活用し、令和8年度の小学校給食の無償化及び中学校給食費の減額を実施し、保護者の負担軽減を図ることとしております。

次に、3項目めについてでございますが、姫カツの会費への助成につきましては、各活動団体が独自に会費設定を行い、行政が参加生徒全員に助成を行うコベカツのような形式もございますが、本市におきましては、運営主体となる姫カツコンソーシアムが会費徴収や指導者への謝金支払い事務等を一括して担う形式で整備を進めております。

本市が運営事務局であるコンソーシアムに対し事務経費等を直接支援し一括管理を行うことで、参加者の月額会費を3,000円以下という一律かつ低廉な金額に抑制してまいります。

さらに、生活困窮世帯の生徒に対して月額1,000円の補助を行い、家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが姫カツクラブに参加できるよう万全の配慮を行ってまいります。

移動手段の支援としては、中山間地域においてスクールバス等を活用した移動支援に取り組んでまいります。

今後のスケジュールと姫カツの展望につきましては、本年4月に姫カツコンソーシアムの設立、5月には事務説明会や指導者研修を実施し、6月から参加者の申込受付を開始いたします。

また、8月には現行の学校部活動から姫カツクラブへの円滑な引継ぎを図るため、双方が密に連携する交流・引継ぎ期間を設け、9月からの休日活動開始に向け、子どもたちが不安なく新たな環境で活動できるよう万全の準備を整えてまいります。

今後、令和10年度の平日展開に向けて様々な課題を解決していき、子どもたちが自ら「やってみたい」を自由にデザインし、学校の枠や世代を超えた出会いの中で新たな価値を創造していく取組となるよう努めてまいります。

次に、4項目めについてでございますが、フリースクールの利用料については月額1万円を上限とし補助しておりますが、保護者には大きな経済的負担があることは認識しております。

補助金の増額につきましては、県の補助金を活用して本事業を行っているため、まずは県に対して補助金額の上限の引上げを要望していきたいと考えております。

不登校児童生徒を減らすための取組といたしましては、まず児童生徒がわくわくして学習したり仲間と協働的な活動を行ったりすることを通して、誰もが通いたくなる学校づくりを推進しております。

また、不登校児童生徒支援員の配置拡充や校内サポートルームでの支援の強化を図るとともに、不登校の兆候が見え出した児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し適切なアセスメントを行うなど、早期対応に努めております。

次に、5項目めについてでございますが、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、どの

児童生徒も、被害者にも加害者にもなり得ると考えております。

その上で、いじめをなくすための対策として、日々の学級での指導や道徳科等の中で、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人の育成に努めております。

また、被害を受けた児童生徒の心に寄り添った支援を行うことを最優先としながらも、加害の児童生徒が様々な背景を抱えていることが多い現状を踏まえ、教職員による見取りや教育相談だけでなく必要に応じて関係機関との連携を図ることが必要であると考えております。

保護者の授業参観につきましては、いじめに限らず様々な生徒指導上の課題に対して保護者と連携を図るとともに、必要に応じて保護者に参観や見守りを依頼しております。

次に、8項目目についてでございますが、各校においては学校生活の様々な場面を通して交通ルールを守ることがを粘り強く繰り返し指導しているほか、市長部局や警察とも連携し自分の命を守る指導を強化しております。

保護者の旗当番ボランティアにつきましては、PTA等が割当てを考え当番表などを配付することで周知している場合が多いと把握しております。

登校旗の正しい使い方につきましては、使い方を示したリーフレットを校長会等で配布し、児童への指導の徹底を引き続き呼びかけてまいります。

各校においては、このリーフレットを参考に、登校班長等に対して町別児童会や登校指導等において全体及び個別指導を繰り返し行っております。

次に、9項目目についてでございますが、教職員の心身の健康を守り教育の質を維持するため、保護者の過剰な要求から教職員を守るルールや制度は必要であると認識しております。

現在、カスタマーハラスメント対策として、文部科学省作成の保護者向けチラシをスクリーンで配信するほか、各学校においても校内掲示や懇談会、行事でチラシを手に取りやすくするなどの周知を行い、教職員とのよりよい関係づくりへの協力を呼びかけております。

今後、他都市の先行事例を踏まえ、ガイドラインの策定に向けて研究を進めてまいります。

以上でございます。

#### ○石堂大輔議長

松本こども未来局長。

#### ○松本 浩こども未来局長（登壇）

私からは、7項目目及び10項目目についてお答えいたします。

まず、7項目目でございますが、放課後児童クラブの運営形態に係る本市と伊丹市及び神戸市の違いにつきましては、まず、伊丹市では教育委員会が放課後児童クラブを運営しており、学校の余裕教室の活用について学校との連携が円滑に進められております。

また、神戸市では児童館や児童センターなどの活用のほか、校区外からの利用も可能とするなどの取組を行っております。

一方、本市では、国の方針に基づき、原則として学校敷地内での実施や校区内の児童を優先するなど、安全性に重点を置いた運営を行っているところでございます。

次に、民間の放課後児童クラブへの家賃補助や送迎補助でございますが、本市では待機児童の解消に効果が見込まれると判断できた時点で補助事業を導入することといたしております。

家賃補助については、令和3年度から待機児童が発生している校区において民間事業者の参入を促す目的で開始し、また、令和8年度から予定している送迎補助についても待機児童の発生が見込まれる校区の児童を受け入れる民間事業者を対象としており、いずれも待機児童の状況を踏まえ、必要性を見極めた上で導入の判断を行ったものでございます。

次に、利用者からの要望にかかわらず他都市を参考に事業を実施できないかでございますが、新たな補助事業につきましても、待機児童の解消やサービス向上に当たり、現場の状況や利用者等からの声を十分に考慮した上で、必要と認められる場合に実施したいと考えております。

今後も、本市の実情に応じて柔軟に事業を展開し、子どもたちが安心して放課後を過ごせる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、10項目目でございますが、日本版DBSの制度対象となる事業の要件につきましては、いわゆることども性暴力防止法及び国のガイドラインにより、支配性・継続性・閉鎖性の3要件全てを満たす場合に対象となると規定されております。

これらの要件や基準につきましては、国が一律に定めているもので、本市が独自の解釈や判断を行える立場にはな

いのが実情でございますので、法令及びガイドラインに示された基準に従って適切に対応してまいります。

次に、民間事業者が認定を受ける際の具体的な支援につきましては、法令や国のガイドラインのほか、今後示される運用マニュアルに基づき円滑な制度運用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、認定対象となる事業者に係る市の対応方針でございますが、まず、本市が主体となる事業につきましては、国のガイドラインに基づき、認定を受けるための必要な手続を進めてまいります。

一方、民間事業者が主体となる事業につきましては、認定取得は任意であるものの、認定を受けることで信頼性や安全性の向上につながることから、制度の趣旨や社会的意義を十分に理解いただけるよう必要な情報提供や相談対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市における認定申請等のスケジュールでございますが、本市では令和8年12月25日の法施行を見据え、制度対象となる事業・施設を所管する各部署で、国が新たに整備する犯罪歴等を確認するためのシステムの利用に係る準備を進めているところでございます。

また、本年4月には国から制度運用マニュアルが示される予定であることから、今後は当該マニュアルに沿って詳細な運用方法を関係部署と協議し、スケジュールを含めたルールづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

#### ○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

#### ○福本裕文健康福祉局長（登壇）

私からは、9項目のうち健康福祉局所管部分についてお答えいたします。

介護利用者からのカスタマーハラスメントを受けた場合の対応についてでございますが、カスタマーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務については、令和7年6月11日に労働施策総合推進法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年10月1日に施行されます。

この法律では、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や実効性確保のために必要な抑止のための措置等の雇用管理上必要な措置については、事業主の義務である旨が明記されております。

このため、介護従事者がカスタマーハラスメントを受けた場合は、まずは所属の事業所に相談していただくことに

なりますが、多くの介護事業所は規模が小さく組織も脆弱であることから、本市といたしましては、離職原因となるハラスメントに対応するため、令和3年度から弁護士相談窓口を設置しているほか、社会福祉研修の一環として介護事業所向けのハラスメント防止研修を実施するなど、介護事業所が介護従事者を守る対策を支援しております。

次に、本市のカスタマーハラスメント対策に係る職種ごとのガイドラインの策定時期についてでございますが、カスタマーハラスメント対策義務化のガイドラインについては、現在、全ての事業主を対象とする厚生労働省の指針が示されたところでございます。

本市といたしましては、介護事業所などを対象に実施しているハラスメント防止研修等を通じ、速やかに事業者への周知・啓発を図っていくとともに、職種ごとのガイドラインにつきましては、他都市の取組も参考にしながら検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○石堂大輔議長

以上で、重田一政議員の質疑を終了します。